平成２１年（フ）第４３５号
沖縄県那覇市字上之屋331番地４　あげだマンションＢ201
債務者　當山　文子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４４号
沖縄県那覇市与儀２丁目18番10号　アパート親泊301
債務者　上地　英樹
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４５７号
沖縄県那覇市寄宮１丁目11番35号　アイボリーハウス202
債務者　髙良　康雄
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６７号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町１丁目８番18―302号
債務者　河原カヅ子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
山形県最上郡戸沢村大字津谷９番地１
債務者　竹山　呂一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６４号
山形県新庄市大字松本557番地の１
債務者　矢口喜重子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６８号
山形県新庄市下田町２番地の７　下田ハイツ106
債務者　下山　節子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第３０４号
福島県須賀川市朝日田89番地５
債務者　嘉斉　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
福島県郡山市田村町大供字本地54番地
債務者　熊田　由紀
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
福島県郡山市八山田３丁目211番地　レジデンスＩＴＯ―Ⅱ102号
債務者　佐藤　年文
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
福島県白河市立石59番地
債務者　田村　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
福島県東白川郡塙町大字上石井字薬師堂47番地５
債務者　藤田　　望
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
埼玉県所沢市林１丁目160番地の７
債務者　香山寿香こと　琴　　寿香
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８１号
埼玉県所沢市大字山口1099番地の２、前住所
埼玉県所沢市大字久米2100番地の３
債務者　樽林　富男
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８２号
埼玉県所沢市大字山口1099番地の２、前住所
埼玉県所沢市大字久米2100番地の３
債務者　樽林トキ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９０号
埼玉県入間市河原町15番11号　駅前第２ビル406
債務者　名倉　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６９１号
埼玉県川越市大字寺尾314番地９
債務者　川久保文恵
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部